

令和4年度 甲種防火管理再講習のご案内

～南宗谷消防組合～

甲種防火管理講習の修了者に対する再講習を次のとおり実施します。

1 講習種別

甲種防火管理再講習

2 講習実施日

令和4年9月15日(木)

3 講習定員

30名

4 講習時間、講習会場等

(1) 講習時間及び講習科目

講習時間	9時30分～12時00分
講習科目	①防火管理に関する法令の改正の概要 ②火災事例研究・修了証交付

(2) 講習会場

南宗谷消防組合枝幸消防署 1階コミュニティ消防センター
枝幸郡枝幸町新港町908番地4

(3) 受付時間

9時00分～9時30分

※ 9時30分からオリエンテーションを実施します。

5 受講資格

甲種防火管理講習の修了者で、収容人員が300人以上の特定防火対象物(※)の防火管理者として選任させている方若しくは選任される予定のある方。

ただし、管理権原者が分かっている場合、特定用途で収容人員30人未満(6)項口は10人未満)又は非特定用途(特定用途以外)で収容人員50人未満の部分の防火管理者の方は受講の必要はありません。

※ 特定防火対象物(特定用途)とは、次の用途の防火対象物(部分)をいいます。

1	1 劇場・映画館・演芸場又は観劇場	4 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
	2 公会堂又は集会場	5 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
2	1 キャバレー・カフェー・ナイトクラブその他これらに類するもの	6 1 病院、診療所又は助産所 2 養護老人ホーム、介護老人保健施設、障害者支援施設等 3 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、助産施設、保育所、児童養護施設等 4 幼稚園又は特殊支援学校
	2 遊技場又はダンスホール	
	3 性風俗関連特殊営業を含む店舗その他これに類するものとして総務省令で定めるもの	
	4 カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの	
3	1 待合、料理店その他これらに類するもの	7 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
	2 飲食店	8 複合用途防火対象物のうち、その一部が1から7に該当する用途に供されているもの

6 受講申込方法

受講申請書を防火管理者として選任させる予定の建物が所在する所轄の消防署(支署・分署)の予防グループへ提出してください。

(1) 申込受付時間

8時30分～17時15分(土・日曜日及び祝日を除く。)

- (2) 申込締切
令和4年8月31日(水)
- (3) 申込時に、受講票をお渡ししますので、必要事項を記載して、講習日に持参してください。

7 受講料

テキスト代 1,400円(消費税含む)

※ 受講申込の際に納付していただきます。(金融機関での払込みもできます。詳しくは、最寄りのお問い合わせ先にお聞きください。)

※ 都合により受講できなくなった場合でも、受講料は納入していただき、テキスト等の配付により代えさせていただきますことを御了承願います。

8 その他

- (1) 講習当日は、受講票と筆記用具を持参してください。(受講票は、受講申込時にお渡ししますので、必要事項を明記のうえ講習当日の受付時に提出してください。)
- (2) 遅刻、退席、受講中の喫煙・飲食及び携帯電話の使用は認めません。
- (3) カメラ等の撮影、録音は禁止しております。
- (4) マスクの着用、手指消毒、講習前の検温等の感染症対策にご協力をお願いします。
- (5) 新型コロナウイルスの影響で中止または延期する場合がございます。その際は電話連絡にてお知らせいたします。

◆◆◆お問い合わせ先◆◆◆

●消防本部	枝幸町新港町	☎0163-62-1421
●枝幸消防署	枝幸町新港町	☎0163-62-1119
●歌登分署	枝幸町歌登西町	☎0163-68-2820
●浜頓別支署	浜頓別町南3条3丁目	☎01634-2-2119
●中頓別支署	中頓別町字中頓別	☎01634-6-2119

【講習会場案内図】



枝幸消防署庁舎